

- 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書 2 部を添えて提出すること。
- 3 推薦締切日 平成 29 年 11 月 30 日
- 4 推薦書及び添付書類提出先 長崎労働局労働基準部労災補償課

様式
平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿
団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第 5 条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- 注 1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、新潟労働局の関係労働者を代表する者諸橋幸太郎の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）第 5 条及び同法施行令（昭和 31 年政令第 248 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 29 年 11 月 21 日

厚生労働大臣 加藤 勝信
記

- 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 3 条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、新潟労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書 2 部を添えて提出すること。

- 3 推薦締切日 平成 29 年 11 月 30 日
- 4 推薦書及び添付書類提出先 新潟労働局労働基準部労災補償課

平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿
団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第 5 条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- 注 1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

新潟労働局最低賃金公示第 2 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 2 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

新潟労働局長 樫葉 伸一
第 4 号中「1 時間 852 円」を「1 時間 870 円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第 2 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、京都府金属成形材製品、ポルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金（平成 20 年京都労働局最低賃金公示第 2 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

京都労働局長 高井 吉昭
第 4 号中「1 時間 885 円」を「1 時間 902 円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第 3 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年京都労働局最低賃金公示第 4 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

京都労働局長 高井 吉昭
第 4 号中「1 時間 883 円」を「1 時間 900 円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第 4 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金（平成 20 年京都労働局最低賃金公示第 5 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

京都労働局長 高井 吉昭
第 4 号中「1 時間 889 円」を「1 時間 907 円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第 5 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、京都府各種商品小売業最低賃金（平成 20 年京都労働局最低賃金公示第 6 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

京都労働局長 高井 吉昭
第 4 号中「1 時間 837 円」を「1 時間 860 円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第 6 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、京都府自動車（新車）小売業最低賃金（平成 26 年京都労働局最低賃金公示第 6 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

京都労働局長 高井 吉昭
第 4 号中「1 時間 835 円」を「1 時間 860 円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第 8 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年岡山労働局最低賃金公示第 5 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

岡山労働局長 金田 弘幸
第 4 号中「1 時間 873 円」を「1 時間 892 円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第 6 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 6 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

愛媛労働局長 濱本 和孝
第 4 号中「1 時間 867 円」を「1 時間 886 円」に改める。

附 則
この決定は、平成 29 年 12 月 25 日から効力を生ずる。

高知労働局最低賃金公示第 2 号
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成 20 年高知労働局最低賃金公示第 2 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

高知労働局長 園田 智幸
第 4 号中「1 時間 766 円」を「1 時間 776 円」に改める。